

特定非営利活動法人

大分環境カウンセラー協会

定 款

特定非営利活動法人 大分環境カウンセラー協会

定 款 目 次

第1章 総 則	◆名称 ◆事務所	第6章 理 事 会	◆構 成 ◆権 能 ◆開 催 ◆招 集 ◆議 長 ◆議 決 ◆表決権等 ◆議事録
第2章 目的及び事業	◆目的 ◆特定非営利活動の種類 ◆事業の種類	第7章 資産及び会計	◆資産の構成 ◆資産の区分 ◆資産の管理 ◆会計の原則 ◆会計の区分 ◆事業計画及び予算 ◆暫定予算 ◆予算の追加及び更正 ◆事業報告及び決算 ◆事業年度 ◆臨機の措置
第3章 会 員	◆種別及び資格 ◆入 会 ◆入会金及び会費 ◆会員資格の喪失 ◆退 会 ◆除 名	第8章 定款の変更、解散及び合併	◆定款の変更 ◆解 散 ◆残余財産の帰属 ◆合 併
第4章 役員及び職員	◆種別及び定款 ◆選任等 ◆職 務 ◆任期等 ◆欠員補充 ◆解 任 ◆報酬等 ◆職 員	第9章 公告の方法	◆公 告
第5章 総 会	◆種 別 ◆構 成 ◆権 能 ◆開 催 ◆招 集 ◆議 長 ◆定足数 ◆議 決 ◆表決権等 ◆議事録	第10章 雜 則	◆細 則 附 則 (定款の施行日) (設立当初の役員) (設立当初の役員の任期) (設立当初の事業計画及び収支予算) (設立当初の事業年度) (設立当初の入会金及び会費) (定款変更の施行日)

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人大分環境カウンセラー協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大分県大分市荷揚町 10-13 大分法曹ビル4F に置く。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第3条 この法人は、一般市民、学校、事業所に対して、環境の保全を図る活動、環境教育を推進する活動、地域の環境安全と防災支援活動、子どもの健全育成と科学技術の振興を図る活動、まちづくりの推進を図る活動、国際協力の支援と地球環境保全活動等に関する事業を行い、持続可能な地域社会を目指した循環型の地域づくり及び、環境保全型・防災型まちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 科学技術の振興を図る活動
- (7) 国際協力の活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 環境保全のための社会啓発及び環境教育の推進に関する事業
- (2) 自然再生並びに自然とのふれあいによる農業、林業、漁業との調和に関する事業
- (3) 持続可能な社会のための環境保全と循環型社会形成の推進に関する情報、資料の収集、助言、支援、出版事業並びに調査研究に関する協働事業
- (4) 環境保全型・防災型まちづくり推進のための啓発助言、調査、企画、設計に関する事業
- (5) 地球温暖化防止に関する情報支援、資料の収集、出版及び実践調査に関する受託事業
- (6) 行政、学校、環境ボランティア、市民団体等との環境パートナーシップの形成支援事業
- (7) 諸外国、環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省並びに県、市町村等の行政機関とその関係機関や関係団体からの環境保全に関する協働事業及び受託事業
- (8) 「環境カウンセラー制度」の普及啓発に関する協働研修育成事業

第3章 会員

(種別及び資格)

第6条 この法人の会員は、大分県に在住し、又は勤務しているもので、次の5種とし、正会員並びに準会員をもって、特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員A この法人の目的に賛同して入会した環境カウンセラー個人
- (2) 正会員B この法人の目的に賛同し、環境保全活動を実践する技術士並びに弁護士、及び教育者、公務員、その他有資格者(又はそれに準ずる者)
- (3) 準会員 環境カウンセラー登録の申請を目指して入会した個人、善良な環境ボランティア活動を実践している個人及び環境ボランティア代表者
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した団体及び個人
- (5) 学術会員 この法人の目的に賛同して入会した環境に関する学識経験者で理事会の承認を受けたもの

(入会)

第7条 この法人の趣旨や目的に賛同し、会員として入会しようとする者は、理事会に申し出て理事長に申し込むものとする。

- (1) 会員として入会しようとするものは、入会申込書により理事長に申し込むものとする。
- (2) 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならぬ。
- (3) 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもつて本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会で定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) この法人が解散したとき
- (4) 会費を1年以上滞納したとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) この法人の定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第12条 削除

第 4 章 役 員 及 び 職 員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3名以上 15名以下
 - (2) 監 事 1名以上 2名以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。
- 3 この法人に第一定める役員以外に顧問を置く事が出来る。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 5 監事は、この法人の職員を兼ねることはできない。

(職 務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づいて会務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
- 6 顧問は、学識経験者及び弁護士で理事長に助言、指導を行う。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠又は増員により、選出された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他、役員としてふさわしくない行為があつたとき

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総 会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員及び準会員（以下「社員」という）をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 社員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第26条 総会の議長は理事長がこれに当たる。

但し、理事長不在の場合は出席した社員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、社員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 社員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した社員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 社員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかにに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招 集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議 決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

- 第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

- 第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

- 第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

- 第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

- 第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第46条 削除

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第48条 この法人の事業報告書及び活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、社員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法

第11条第3項の規定に従い、総会において社員の4分の3以上の議決を経て選定する。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公 告 の 方 法

(公 告)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、貸借対照表の公告はおおいたNPO情報バンクおんぱに掲載して行う。

第 10 章 雜 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	須股 博信
副理 事 長	村谷 俊雄
理 事	金田 都也
理 事	河野 忠
理 事	羽生 正宗
理 事	藤澤 信一
理 事	幡東 孝則
監 事	大塚 政雄

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年6月30日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年6月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員A	入会金： 2,000円	年会費： 5,000円
(2) 正会員B	入会金： 2,000円	年会費： 5,000円
(3) 準会員	入会金： 2,000円	年会費： 3,000円
(4) 賛助会員	入会金： 20,000円	年会費： 1口 30,000円
(5) 学術会員	入会金： 2,000円	年会費： なし

附 則

この定款は、大分県知事の認証の日（平成 年 月 日）から施行する。ただし、第55条の貸借対照表の公告については、平成30年10月1日から施行する。